

**委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し
企画専門調査会に提出する資料に盛り込む事項
(平成16年5月27日食品安全委員会決定)**

食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画専門調査会に提出する資料には、以下の事項を盛り込むものとする。

① 食品健康影響評価対象候補を選定するための調査審議の対象案件

Iの1. から4. までに掲げる情報のいずれかに該当するもの（IIに掲げる除外事由のいずれかに該当するものを除く。）

② ①の対象案件とならなかった案件及びその事由

Iの2. の（1）、3. の（1）又は4. に掲げる情報に該当するが、①の対象案件とならなかった案件及びその案件が該当したIIに掲げる除外事由

I 対象案件の情報源

（関係機関、マスメディア等の情報）

1. 国内外の関係機関、マスメディア等から収集・整理した危害情報であって、以下のいずれかに該当するもの。

（1）我が国において食品健康影響評価が行われていないもの

（2）我が国において食品健康影響評価は行われているが、我が国が評価を行った際には得られなかった新たな科学的知見に基づき、海外において再評価を行ったもの又は規格・基準を変更したもの

（食の安全ダイヤル、食品安全モニター報告等の情報）

2. 食の安全ダイヤルや食品安全モニター報告等を通じて国民から寄せられた情報・意見であって、以下のいずれかに該当するもの。

（1）評価を要請しているもの

（2）我が国において食品健康影響評価が行われていないもの

（3）我が国において食品健康影響評価は行われているが、我が国が評価を行った際には得られなかった新たな科学的知見に基づき、海外において再評価を行ったもの又は規格・基準を変更したもの

（委員会への要望書等の情報）

3. 委員会に文書で寄せられた要望・意見等であって、以下のいずれかに該当するもの。

（1）評価を要請しているもの

（2）我が国において食品健康影響評価が行われていないもの

- (3) 我が国において食品健康影響評価は行われているが、我が国が評価を行った際には得られなかった新たな科学的知見に基づき、海外において再評価を行ったもの又は規格・基準を変更したもの

(外部募集により寄せられた情報)

4. 外部募集により委員会が自ら食品健康影響評価を行う必要があるとして寄せられたもの。

Ⅱ 対象案件からの除外事由

- (1) 食品安全委員会の食品健康影響評価やリスク管理機関での対応が適切に行われている場合
- (例)
- ・既に食品健康影響評価が行われており、評価結果に基づきリスク管理機関において管理措置が講じられている場合
 - ・リスク管理機関が規格基準等を制定している場合（現行の科学的知見に照らして基準の改定が必要と考えられる場合を除く。）
 - ・リスク管理機関において試験研究等が行われている場合
 - ・リスク管理機関が食品健康影響評価を食品安全委員会に要請することを表明するなど、将来対応が行われることが想定される場合
- (2) 外部募集等により寄せられた情報で、人の健康に対し悪影響を及ぼすおそれがあることを示す具体的な出所や根拠が示されておらず、また、食品安全委員会においても確認できない場合
- (3) 過去に企画専門調査会で審議されたが対象候補にならなかったもの、又は対象候補として食品安全委員会に報告されたが食品健康影響評価が行われなかったもので、その後、新たな科学的知見が得られていない場合
- (4) 食品健康影響評価を行うことが技術的に困難な場合